

橋本市 法第14条第10項略式代執行について(報告)

平成29年9月6日

橋本市 建築住宅課

対象の空家等 木造 2階建 延床面積76.4㎡ 築年数不詳

除却工事費 当初契約額 1,489,320円(税込み額) ※ただし数量及び施工内容の変更有り
空き家再生等推進事業の対象

【代執行理由】

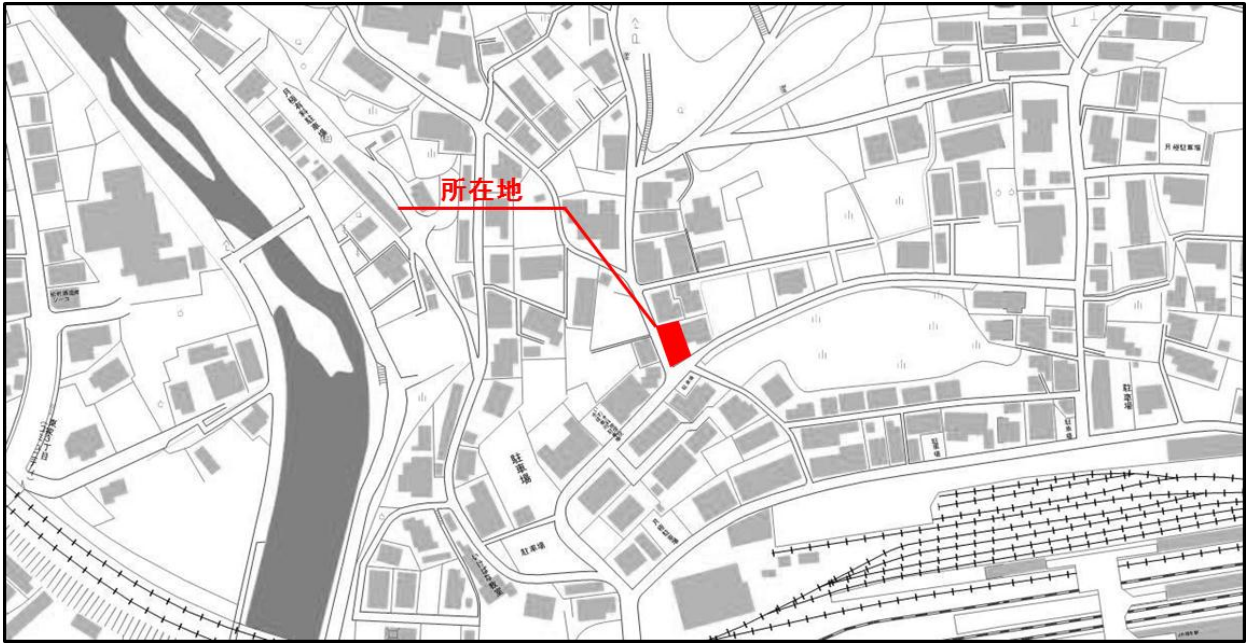
対象の空家等が特定空家等に該当し、前面道路に悪影響を及ぼしているため、以下経過録のとおり調査・助言・指導・勧告を行ったが、改善がみられなかった。特に危険度・切迫性が高いとみとめられる西側建築物については、除却を命令する必要があるが、建物所有者は死亡、その相続人は●名全員相続放棄済、土地所有者は死亡、その相続人は●名となっており、いずれも建物処分に関する権原を有しないため、命令すべき相手が確知することができなかった。

以上の理由により、空家等が及ぼす悪影響から、市民の生命・身体・財産を保護するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、措置を代執行した。

【経過録】

平成27年1月20日	近隣からの情報提供により現地調査
平成27年5月26日	空家法完全施行を受け再度現地調査 所有者調査 土地：所有者生存 建物：所有者死亡相続人●名
平成27年8月18日	所有者あて法第12条助言文書送付 土地：所有者あて 建物：相続人●名あて
平成28年4月4日	平成28年度市内全域空家等実態調査の中で再度現地調査
平成28年4月8日	所有者あて法第14条第1項指導文書送付 土地：所有者あて 建物：相続人●名あて
平成29年6月6日	建築主事(伊都振興局建設部)及び自治会役員立会いのもと現地調査
平成29年6月7日	所有者あて法第14条第2項勧告文書送付 建物：相続人●名あて 所有者再調査(土地所有者死亡のため) 土地：所有者死亡相続人●名
平成29年6月8日	所有者訪問 建物：相続人●名あて 相続放棄済であること確認
平成29年6月12日	所有者訪問 土地：所有者死亡相続人●名の内2名あて 市で措置する場合の対象が全棟でない旨等の説明
平成29年6月14日	所有者あて法第14条第1項指導文書再送付(土地所有者死亡のため) 土地：相続人●名あて
平成29年6月23日	所有者あて法第14条第2項勧告文書送付 土地：相続人●名あて
平成29年7月11日	法第14条第10項略式代執行公告
平成29年8月11日	法第14条第10項略式代執行開始宣言
開始から終了まで	現場巡視を行い第三者妨害等や保管すべき動産が無いことを確認
平成29年8月24日	法第14条第10項略式代執行終了宣言

位置図



橋本市古佐田三丁目379-1

写真



代執行開始宣言

8月11日	金・祝	8時	代執行開始宣言(課長)
-------	-----	----	-------------

代執行中

月日	曜日	市現場巡視			業者工程	
		時間	内容	職員体制		
8月11日	金・祝	8時	写真記録・施工状況確認	6名	足場設置	
		17時	写真記録	2名		
8月12日	土	8時	写真記録・施工状況確認	2名		
		17時	写真記録	2名		
8月13日	日	9時	写真記録	2名		施工無 (盆休)
		17時	写真記録	2名		
8月14日	月	9時	写真記録	2名		
		17時	写真記録	2名		
8月15日	火	9時	写真記録	2名		
		17時	写真記録	2名		
8月16日	水	9時	写真記録	2名		
		17時	写真記録	2名		
8月17日	木	9時	写真記録	2名		
		17時	写真記録	2名		
8月18日	金	8時	写真記録・施工状況確認	3名	建物解体	
		10時	動産確認・施工状況確認	2名		
		13時	動産確認・施工状況確認	2名		
		15時	動産確認・施工状況確認	2名		
		17時	動産確認・写真記録	2名		
8月19日	土	8時	写真記録	2名	足場解体 運搬処分	
		13時	動産確認	2名		
		17時	動産確認・写真記録	2名		
8月20日	日	9時	写真記録	2名	施工無	
		17時	写真記録	2名		
8月21日	月	8時	写真記録	2名	足場解体 運搬処分	
		13時	動産確認	2名		
		17時	動産確認・写真記録	2名		
8月22日	火	8時	写真記録	2名		
		13時	動産確認	2名		
		17時	動産確認・写真記録	2名		
8月23日	水	8時	写真記録	2名		
		13時	動産確認	2名		
		17時	写真記録	2名		

代執行終了宣言

8月24日	木	8時	代執行終了宣言(課長)
-------	---	----	-------------

代執行開始前(平成29年 8月11日)



足場設置後(平成29年 8月13日)



建物解体後(平成29年 8月18日)



代執行終了後(平成29年 8月24日)



No.						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						